

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年 7 月 31 日（金）第3132号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 救急病院等の認定（3件）（地域医療整備課取扱い） 1  
 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2  
 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2  
 ○公共測量の実施（監理課取扱い） 2  
 ○平成27年度自衛官の募集（危機管理防災課取扱い） 3  
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（南薩地域振興局取扱い） 4

## 公 告

- 平成28年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告（監理課取扱い） 4  
 ○落札者等の公告（消防保安課取扱い） 5

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 選挙運動費用収支報告書の要旨の公表（選挙管理委員会取扱い） 6

## 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※）（交通規制課取扱い） 17

## 公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告（生活安全企画課取扱い） 26

## 告 示

## 鹿児島県告示第715号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成27年 7 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
森園病院	薩摩川内市大小路町19番38号

## 2 認定の有効期限

平成30年 8 月 15 日

## 鹿児島県告示第716号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成27年 7 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
-----------	-------

林内科胃腸科病院

鹿児島市武二丁目33番8号

## 2 認定の有効期限

平成30年8月2日

## 鹿児島県告示第717号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成27年7月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
びろうの樹脳神経外科	志布志市有明町野井倉8041番地1

## 2 認定の有効期限

平成30年6月27日

## 鹿児島県告示第718号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成27年7月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
つわぶき	熊毛郡屋久島町 安房2407番地 214	合同会社ライフ サポート大峯	熊毛郡屋久島町 安房2407番地 214	柏木 妙子	平成27年 7月1日	訪問介護
はなみずきヘル パーステーション 福洋	始良市加治木町 木田4196番地	株式会社福洋	始良市加治木町 木田4195番地	福村 知洋	平成27年 7月15日	訪問介護

## 鹿児島県告示第719号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成27年7月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
つわぶき	熊毛郡屋久島町 安房2407番地 214	合同会社ライフ サポート大峯	熊毛郡屋久島町 安房2407番地 214	柏木 妙子	平成27年 7月1日	介護予防 訪問介護
はなみずきヘル パーステーション 福洋	始良市加治木町 木田4196番地	株式会社福洋	始良市加治木町 木田4195番地	福村 知洋	平成27年 7月15日	介護予防 訪問介護

## 鹿児島県告示第720号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年7月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成27年7月8日から平成28年3月18日まで
- 3 作業の地域 東串良町川東地内

## 鹿児島県告示第721号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により，平成27年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成27年7月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 募集種目
  - (1) 男子  
自衛官候補生
  - (2) 女子  
自衛官候補生
- 2 募集期間
  - (1) 男子  
平成27年8月1日から同年9月8日まで
  - (2) 女子  
平成27年8月1日から同年9月8日まで
- 3 試験期日
  - (1) 男子筆記試験  
平成27年9月18日
  - (2) 男子口述試験及び身体検査  
平成27年9月17日から同月22日まで
  - (3) 女子筆記試験  
平成27年9月25日から同月26日まで
  - (4) 女子口述試験及び身体検査  
平成27年9月25日から同月26日まで
- 4 応募年齢  
採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称
  - (1) 男子筆記試験

試験場の位置	試験場の名称
鹿児島市鴨池新町6番10号	鹿児島県建設センター
南九州市知覧町郡6209番地1	ちらん夢郷館
薩摩川内市若松町9番17号	薩摩川内市農国会館
霧島市国分中央一丁目10番2号	第一工業大学
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
曾於市大隅町岩川6491番地2	大隅合同庁舎（国）
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）

- (2) 男子口述試験及び身体検査

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）及び委託病院

## (3) 女子筆記試験

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
薩摩川内市冷水町539番地 2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目 4 番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番 2 号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番 3 号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
西之表市西之表16314番地 6	種子島合同庁舎及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地 1	徳之島合同庁舎 ( 国 ) 及び委託病院

## (4) 女子口述試験及び身体検査

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
薩摩川内市冷水町539番地 2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目 4 番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番 2 号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番 3 号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
西之表市西之表16314番地 6	種子島合同庁舎及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地 1	徳之島合同庁舎 ( 国 ) 及び委託病院

## 6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

## 南薩地域振興局告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年 7 月 31 日

南薩地域振興局長 西井上誠

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
多機能型事業所 ホープみさかえ	南さつま市加世 田益山8021番地 1	社会福祉法人み さかえ学園	南さつま市金峰 町高橋3075番地 39	堂園 文子	平成27年 5 月 1 日	生活介護 ・ 自立訓 練 ( 生活 訓練 ) ・ 就労移行 支援・就 労継続支 援 B 型

## 公 告

平成28年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第1402号）第 7 条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

平成27年 7 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 県内に主たる営業所を有する者

会 場	場 所	日 時	
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県土木部監理課（鹿児島市 鴨池新町10番 1 号）	平成27年 9 月 1 日 から同年10月 8 日	9 : 30～11 : 30 13 : 00～15 : 30

		までのそれぞれの日（県の休日を除く。）	
薩摩川内会場	鹿児島県北薩地域振興局本庁舎会議室（薩摩川内市神田町1番22号）	平成27年9月7日	9：30～11：30 13：00～15：00
始良会場	鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎会議室（始良市加治木町諏訪町12番地）	平成27年9月15日	9：30～11：30 13：00～15：00
鹿屋会場	鹿児島県大隅地域振興局本庁舎会議室（鹿屋市打馬二丁目16番6号）	平成27年9月8日	9：30～11：30 13：00～15：00
種子島会場	鹿児島県熊毛支庁会議室（西之表市西之表7590番地）	平成27年9月4日	10：00～11：30 13：00～14：30
大島会場	鹿児島県大島支庁会議室（奄美市名瀬永田町17番3号）	平成27年9月10日	13：00～16：00
徳之島会場	徳之島建設会館（大島郡徳之島町亀津7460番地）	平成27年9月17日	13：00～16：00

2 県外に主たる営業所を有する者

会 場	場 所	日 時	
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成27年11月4日 から同月19日までのそれぞれの日 （県の休日を除く。）	9：30～11：30 13：00～15：30

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成27年7月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
金属製品、機械及び機器の修理サービス（消防・防災ヘリコプター無線デジタル化（改修）） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県危機管理局消防保安課消防係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年6月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
鹿児島国際航空株式会社  
鹿児島市山下町9番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
33,743,520円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

**選挙管理委員会告示**

鹿児島県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条の規定により、平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の出納責任者から提出のあった選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成27年 7 月 31 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類  
平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（鹿児島県第1区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
24,146,900円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	川内 博史	所属党派	民主党	期	平成26年11月18日から 同年12月15日まで
出納責任者氏名	田中 藤雄			間	第1回分

収 入				支 出	
円				円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)			人件費	2,476,857
民主党	5,000,000			家屋費	4,955,477
民主党鹿児島県第1区総支部	10,000,000			選挙事務所費	4,542,458
伊東 祐久 医師	200,000			集会会場費	413,019
品川 雅生 会社役員	50,000			通信費	1,078,264
古賀 智子 会社役員	300,000			交通費	972,039
網屋 信介 会社役員	100,000			印刷費	738,936
長柄 英男 医師	500,000			広告費	3,147,876
賀本 敏行 医師	88,000			文具費	117,013
長柄 光子 医師	1,000,000			食糧費	758,280
伊東 章 弁護士	30,000			休泊費	108,026
野村 剛史 教授	30,000			雑費	198,108
その他の寄附 1件	10,000				
今回計	17,308,000			今回計	14,550,876
総 計	17,308,000			総 計	14,550,876

報告書受理年月日	平成26年12月26日 第1回報告分
----------	--------------------

候補者氏名	川内 博史	届出政党	民主党	期	平成26年12月16日から 平成27年 2 月 3 日まで
出納責任者氏名	田中 藤雄			間	第2回分

収 入				支 出	
円				円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)			家屋費	288,471
				選挙事務所費	288,471
				通信費	61,666
				交通費	407,020
				印刷費	2,918,160
				広告費	922,521
				食糧費	65,357
今回計	0			今回計	4,663,195
前回計	17,308,000			前回計	14,550,876

総 計 17,308,000 || 総 計 19,214,071

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額 (円)
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500
	ビラの作成	462,700
	ポスターの作成	1,116,150
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105
	計	2,396,811

報告書受理年月日 平成27年2月17日 第2回報告分

候補者氏名	保岡 興治	所属党派	自由民主党	期	平成26年11月21日から 同年12月19日まで
出納責任者氏名	徳留 利幸			間	第1回分

収 入		支 出	
円		円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	人件費	3,180,000
自由民主党鹿児島県第一選挙区 支部	5,000,000	家屋費	1,133,780
その他の収入	10,000,000	選挙事務所費	1,062,440
		集会会場費	71,340
		通信費	938,150
		交通費	443,937
		印刷費	1,852,448
		広告費	904,177
		文具費	165,317
		食糧費	884,725
		雑 費	374,079
今回計	15,000,000	今回計	9,876,613
総 計	15,000,000	総 計	9,876,613

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額 (円)
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500
	ビラの作成	462,700
	ポスターの作成	924,000
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105
	計	2,204,661

報告書受理年月日 平成26年12月25日 第1回報告分

候補者氏名	保岡 興治	届出政党	自由民主党	期	平成26年12月20日から 平成27年1月23日まで
出納責任者氏名	徳留 利幸			間	第2回分

収 入		支 出	
円		円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	人件費	300,000
		通信費	639,321
		雑 費	1,583,429
今回計	0	今回計	2,522,750

前回計	15,000,000	前回計	9,876,613
総 計	15,000,000	総 計	12,399,363

報告書受理年月日	平成27年 1 月 27 日	第 2 回報告分
----------	----------------	----------

候補者氏名	山口 広延	所属党派	日本共産党	期	平成26年12月3日から 同月19日まで
出納責任者氏名	小柴 健介			間	第 1 回分

収 入		支 出	
円		円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	人件費	70,000
日本共産党鹿児島地区委員会	600,000	交通費	4,160
		印刷費	331,600
		文具費	808
		食糧費	36,827
		雑 費	38,799
今回計	600,000	今回計	482,194
総 計	600,000	総 計	482,194

報告書受理年月日	平成26年12月26日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------

候補者氏名	山之内 毅	届出政党	維新の党	期	平成26年11月25日から 同年12月22日まで
出納責任者氏名	吉松 順司			間	第 1 回分

収 入		支 出	
円		円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	人件費	1,857,500
山之内つよし後援会	600,000	家屋費	600,000
稲富 麗子 無職	120,000	選挙事務所費	600,000
千代森 香奈 無職	120,000	交通費	76,218
春成 恵 無職	110,000	印刷費	2,097,050
園田 洋子 無職	50,000	広告費	1,964,697
川野 由美子 無職	60,000	文具費	41,121
野沢 マリ子 無職	80,000	食糧費	5,948
山下 ゆかり 無職	80,000	雑 費	63,100
山中 美千子 無職	30,000		
池水 月美 無職	50,000		
その他の寄附 4件	80,000		
その他の収入	3,250,000		
今回計	4,630,000	今回計	6,705,634
総 計	4,630,000	総 計	6,705,634

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金額 (円)
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500
	ビラの作成	448,700
	ポスターの作成	850,500
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105
	計	2,117,161

報告書受理年月日	平成26年12月25日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------



1 選挙の種類

平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 (鹿児島県第2区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

27,670,900円

3 報告書の要旨

候補者氏名	祝迫 光治	所属党派	日本共産党	期	平成26年11月28日から 同年12月16日まで
出納責任者氏名	大田 裕美			間	第1回分

収 入		支 出	
円		円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	通信費	3,712
日本共産党鹿児島県委員会	31,962	交通費	32,790
日本共産党鹿児島地区委員会	133,932	印刷費	331,600
		広告費	168,200
		食糧費	52,102
		休泊費	24,850
		雑 費	30,840
今回計	165,894	今回計	644,094
総 計	165,894	総 計	644,094

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額		項 目	金額 (円)
		選挙運動用通常葉書の作成	154,000
		ポスターの作成	156,000
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成	73,200
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	95,000
		計	478,200

報告書受理年月日	平成26年12月26日 第1回報告分
----------	--------------------

候補者氏名	金子 万寿夫	届出政党	自由民主党	期	平成26年11月10日から 同年12月23日まで
出納責任者氏名	寺田 眞由美			間	第1回分

収 入		支 出	
円		円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	人件費	1,949,000
自由民主党鹿児島県第二選挙区 支部	5,000,000	家屋費	1,678,665
その他の収入	10,000,000	選挙事務所費	1,540,209
		集合会場費	138,456
		通信費	128,882
		交通費	1,062,118
		印刷費	2,167,420
		広告費	3,595,490
		文具費	243,525
		食糧費	237,958
		休泊費	314,800
		雑 費	568,729
今回計	15,000,000	今回計	11,946,587
総 計	15,000,000	総 計	11,946,587

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額		項 目	金額 (円)
		選挙運動用通常葉書の作成	245,000

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	ビラの作成	455,000
	ポスターの作成	1,104,000
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	451,200
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,000
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	167,500
	計	2,622,700

報告書受理年月日	平成26年12月29日 第1回報告分
----------	--------------------

候補者氏名	金子 万寿夫	届出政党	自由民主党	期 間	平成27年1月6日から 同月12日まで 第2回分
出納責任者氏名	寺田 眞由美				

収 入		支 出	
円		円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	人件費	956,000
		家屋費	22,032
		選挙事務所費	22,032
		通信費	446,036
		交通費	472,210
		広告費	290,540
		雑 費	459,371
今回計	0	今回計	2,646,189
前回計	15,000,000	前回計	11,946,587
総 計	15,000,000	総 計	14,592,776

報告書受理年月日	平成27年1月13日 第2回報告分
----------	-------------------

1 選挙の種類

平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 (鹿児島県第3区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

22,920,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	野間 健	届出政党		期 間	平成26年11月22日から 同年12月25日まで 第1回分
出納責任者氏名	福留 義秋				

収 入		支 出	
円		円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	人件費	3,608,058
鹿児島県不動産政治連盟	200,000	家屋費	1,349,216
電力総連政治活動委員会	30,000	選挙事務所費	1,087,199
垣内 猛 会社役員	114,270	集合会場費	262,017
佐藤 壮一郎 会社役員	114,270	通信費	108,000
山村 竜也 会社役員	104,200	交通費	29,680
手打 寿哉 会社員	111,720	印刷費	1,629,882
小倉 英樹 会社員	110,046	広告費	763,905
手打 哲也 会社役員	55,900	文具費	22,173
中間 則行 会社役員	84,860	食糧費	131,945
田島 功輔 会社役員	56,100	休泊費	210,570
宮司 実 会社役員	47,922	雑 費	865,325
橋口 孝一 会社員	106,710		

浜野 一弘	会社員	107,710		
その他の寄附	6件	85,600		
その他の収入		6,500,000		
今回計		7,829,308	今回計	8,718,754
総計		7,829,308	総計	8,718,754

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額 (円)
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500
	ビラの作成	462,000
	ポスターの作成	580,842
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	159,000
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,000
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	190,000
	計	1,854,342

報告書受理年月日	平成26年12月29日 第1回報告分
----------	--------------------

候補者氏名	野間 健	届出政党		期	平成26年12月26日から 平成27年1月16日まで
出納責任者氏名	福留 義秋			間	第2回分

収 入			支 出		
円			円		
主たる寄附			家屋費		232,848
(氏名 団体名) (職業)	(寄附額)		選挙事務所費		61,128
			集会会場費		171,720
			通信費		304,931
			雑費		17,535
今回計	0		今回計		555,314
前回計	7,829,308		前回計		8,718,754
総計	7,829,308		総計		9,274,068

報告書受理年月日	平成27年1月20日 第2回報告分
----------	-------------------

候補者氏名	野間 健	届出政党		期	平成27年1月17日から 同月30日まで
出納責任者氏名	福留 義秋			間	第3回分

収 入			支 出		
円			円		
主たる寄附			家屋費		38,691
(氏名 団体名) (職業)	(寄附額)		集会会場費		38,691
			通信費		43,519
今回計	0		今回計		82,210
前回計	7,829,308		前回計		9,274,068
総計	7,829,308		総計		9,356,278

報告書受理年月日	平成27年2月3日 第3回報告分
----------	------------------

候補者氏名	宮路 拓馬	届出政党	自由民主党	期	平成26年11月16日から 同年12月28日まで
出納責任者氏名	吉満 輝昭			間	第1回分

収 入			支 出		
円			円		
主たる寄附			人件費		2,736,500

(氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	家屋費	605,124
自由民主党鹿児島県第三選挙区		選挙事務所費	548,000
支部	8,500,000	集会会場費	57,124
		通信費	35,155
		交通費	6,510
		印刷費	1,889,690
		広告費	754,912
		文具費	7,716
		食糧費	178,011
		休泊費	227,660
		雑費	114,165
今回計	8,500,000	今回計	6,555,443
総計	8,500,000	総計	6,555,443

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金額 (円)
		選挙運動用通常葉書の作成
	ビラの作成	462,700
	ポスターの作成	1,164,490
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105
	計	2,445,151

報告書受理年月日	平成26年12月29日 第1回報告分
----------	--------------------

候補者氏名	宮路 拓馬	届出政党	自由民主党	期 間	平成26年12月29日から 平成27年1月4日まで 第2回分
出納責任者氏名	吉満 輝昭				

収 入	円	支 出	円
主たる寄附		人件費	60,000
(氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	家屋費	169,560
		選挙事務所費	169,560
		通信費	2,164
		広告費	374,976
		雑費	78,828
今回計	0	今回計	685,528
前回計	8,500,000	前回計	6,555,443
総計	8,500,000	総計	7,240,971

報告書受理年月日	平成27年1月5日 第2回報告分
----------	------------------

候補者氏名	宮路 拓馬	届出政党	自由民主党	期 間	平成27年1月5日から 同月20日まで 第3回分
出納責任者氏名	吉満 輝昭				

収 入	円	支 出	円
主たる寄附		人件費	453,000
(氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	家屋費	589,731
		選挙事務所費	589,731
		通信費	104,304
		雑費	751,992

今回計	0	今回計	1,899,027
前回計	8,500,000	前回計	7,240,971
総 計	8,500,000	総 計	9,139,998
報告書受理年月日		平成27年 1 月 21 日 第 3 回報告分	

候 補 者 氏 名	山口 陽規	所属党派	日本共産党	期	平成26年11月27日から 同年12月22日まで
出納責任者氏名	大倉野 由美子			間	第 1 回分

収 入		支 出	
	円		円
主たる寄附		人件費	22,000
(氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	通信費	2,520
眞鍋 悦子 無職	500,000	印刷費	398,000
その他の寄附 3件	45,000	広告費	18,000
その他の収入	100,000	食糧費	4,000
		雑 費	2,215
今回計	645,000	今回計	446,735
総 計	645,000	総 計	446,735
報告書受理年月日		平成26年12月26日 第 1 回報告分	

1 選挙の種類

平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 (鹿児島県第4区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

23,124,300円

3 報告書の要旨

候 補 者 氏 名	小里 泰弘	届出政党	自由民主党	期	平成26年11月21日から 同年12月24日まで
出納責任者氏名	小里 明弘			間	第 1 回分

収 入		支 出	
	円		円
主たる寄附		人件費	1,441,780
(氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	家屋費	645,840
自由民主党鹿児島県第四選挙区		選挙事務所費	591,840
支部	5,000,000	集合会場費	54,000
全国泰山会	1,000,000	通信費	1,012,290
竹下 博 養鶏業	1,000,000	交通費	999,327
		印刷費	1,891,710
		広告費	1,263,536
		文具費	7,014
		食糧費	261,421
		休泊費	122,518
		雑 費	214,578
今回計	7,000,000	今回計	7,860,014
総 計	7,000,000	総 計	7,860,014

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金額 (円)
	選挙運動用通常葉書の作成	262,500
	ビラの作成	462,000
	ポスターの作成	1,167,210
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192

	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105
	計	2,447,171

報告書受理年月日	平成26年12月26日 第1回報告分
----------	--------------------

候補者氏名	小里 泰弘	届出政党	自由民主党	期 間	平成26年12月25日から 平成27年1月23日まで 第2回分
出納責任者氏名	小里 明弘				

収 入			支 出		
円			円		
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)		人件費		463,800
その他の寄附 31件	306,400		通信費		917,108
			休泊費		440,348
			雑 費		27,237
今回計	306,400		今回計		1,848,493
前回計	7,000,000		前回計		7,860,014
総 計	7,306,400		総 計		9,708,507

報告書受理年月日	平成27年1月30日 第2回報告分
----------	-------------------

候補者氏名	永田 義人	所属党派	日本共産党	期 間	平成26年11月16日から 同年12月24日まで 第1回分
出納責任者氏名	原田 俊明				

収 入			支 出		
円			円		
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)		文具費		23,427
日本共産党始良・出水地区委員 会	200,000		食糧費		10,764
			休泊費		8,400
			雑 費		4,000
今回計	200,000		今回計		46,591
総 計	200,000		総 計		46,591

報告書受理年月日	平成26年12月25日 第1回報告分
----------	--------------------

候補者氏名	永田 義人	届出政党	日本共産党	期 間	平成26年12月25日から 平成27年2月28日まで 第2回分
出納責任者氏名	原田 俊明				

収 入			支 出		
円			円		
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)		人件費		72,000
日本共産党始良・出水地区委員 会	236,000		家屋費		36,000
			選挙事務所費		36,000
渡邊 マリ子 無職	36,000		通信費		6,936
里山 和子 無職	36,000		印刷費		374,000
その他の収入	32,867		雑 費		5,340
今回計	340,867		今回計		494,276
前回計	200,000		前回計		46,591
総 計	540,867		総 計		540,867

報告書受理年月日	平成27年3月26日 第2回報告分
----------	-------------------

候補者氏名	野呂 正和	届出政党	社会民主党	期 間	平成26年11月27日から 同年12月24日まで 第1回分
出納責任者氏名	小原 健				

収 入		支 出	
円		円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	人件費	894,000
社会民主党鹿児島県連合	6,000,000	家屋費	745,990
社民党九州ブロック協議会	1,800,000	選挙事務所費	745,990
ティグレフォーラム	50,000	交通費	13,395
		印刷費	1,364,420
		広告費	1,101,293
		文具費	24,583
		食糧費	240,150
		雑 費	43,130
今回計	7,850,000	今回計	4,426,961
総 計	7,850,000	総 計	4,426,961

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金額 (円)
		選挙運動用通常葉書の作成
	ビラの作成	416,500
	ポスターの作成	555,000
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	103,680
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	181,440
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	57,240
	計	1,451,360

報告書受理年月日	平成26年12月26日 第1回報告分
----------	--------------------

1 選挙の種類

平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 (鹿児島県第5区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

24,916,300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	野口 寛	所属党派	日本共産党	期 間	平成26年12月1日から 同月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	菊永 哲彦				

収 入		支 出	
円		円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	家屋費	60,000
日本共産党大隅地区委員会	30,000	選挙事務所費	60,000
日本共産党熊毛地区委員会	30,000	交通費	6,800
野口 美智子 無職	30,000	印刷費	384,000
徳峰 一成 議員	60,000	文具費	25,612
前川 晋一 医師	50,000	食糧費	2,596
その他の寄附 110件	502,359	休泊費	50,250
今回計	702,359	雑 費	44,925
総 計	702,359	今回計	574,183
		総 計	574,183

支 出 の う ち	項 目	金額 (円)
		選挙運動用通常葉書の作成

公費負担相当額	ポスターの作成	230,000
	計	384,000

報告書受理年月日	平成26年12月26日 第1回報告分
----------	--------------------

候補者氏名	森山 裕	届出政党	自由民主党	期	平成26年11月16日から 同年12月26日まで
出納責任者氏名	下窪 隆雄			間	第1回分

収 入		支 出	
円		円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	人件費	1,974,000
自由民主党鹿児島県第五選挙区 支部	10,000,000	家屋費	882,560
その他の収入	10,000,000	選挙事務所費	497,000
		集会会場費	385,560
		通信費	1,184,833
		交通費	513,203
		印刷費	4,601,673
		広告費	1,174,687
		文具費	148,809
		食糧費	535,338
		休泊費	187,744
		雑 費	321,331
今回計	20,000,000	今回計	11,524,178
総 計	20,000,000	総 計	11,524,178

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額		項 目	金額 (円)
		選挙運動用通常葉書の作成	262,500
		ビラの作成	462,700
		ポスターの作成	1,188,984
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成	320,328
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192
		個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105
		計	2,629,809

報告書受理年月日	平成26年12月26日 第1回報告分
----------	--------------------

候補者氏名	森山 裕	届出政党	自由民主党	期	平成26年12月12日から 平成27年1月28日まで
出納責任者氏名	下窪 隆雄			間	第2回分

収 入		支 出	
円		円	
主たる寄附 (氏名 団体名) (職業)	(寄附額)	家屋費	1,809,325
		選挙事務所費	1,654,237
		集会会場費	155,088
		通信費	343,146
		交通費	231,710
		文具費	164,364
		食糧費	32,500
		休泊費	162,240
		雑 費	566,882
今回計	0	今回計	3,310,167



前回計	20,000,000		前回計	11,524,178
総 計	20,000,000		総 計	14,834,345
報告書受理年月日		平成27年 2 月 3 日 第 2 回報告分		

## 公安委員会規則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月 31 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

### 鹿児島県公安委員会規則第18号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 4 号ス(㊦)を次のように改める。

(㊦) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の 3 第 7 項に規定する医療受給者証の交付を受けた者に監護される者で、「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中の色素性乾皮症に該当するもの。ただし、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に使用する場合に限る。

第 6 条第 3 項第 2 号ア中「小児慢性特定疾患児手帳」を「小児慢性特定疾病にかかる医療受給者証」に改め、同条第 7 項中「駐車標章等」を「標章」に改め、同条第 8 項中「駐車標章等」を「標章」に改め、同項第 4 号中「（通行標章を除く。）」を削る。

第 7 条に、次の 1 項を加える。

5 第 6 条第 6 項から第 8 項までの規定は、警察署長の通行許可についてこれを準用する。この場合において、「標章」とあるのは「許可証」と、「公安委員会」とあるのは「警察署長」と読み替えるものとする。

第 8 条第 7 項を、次のように改める。

7 第 6 条第 6 項から第 8 項までの規定は、警察署長の駐車許可についてこれを準用する。この場合において、「標章」とあるのは「許可証」と、「公安委員会」とあるのは「警察署長」と読み替えるものとする。

第 8 条に、次の 1 項を加える。

8 第 1 項に該当する場合で、人の生命又は身体の保護のため緊急やむを得ず駐車する必要があるときは、駐車許可証交付申請書の提出に代えて、口頭で申請することができることとし、この場合における手続等については次の各号によること。

(1) 警察署長は、本項の駐車を許可した場合は、許可証の交付に代えて許可番号その他の必要事項を通知しなければならない。

(2) 前号の通知を受けた者は、通知された事項を記載した書面を、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車する間、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。

第12条第 1 項第 7 号中「原動機付自転車」を「原動機付自転車（法第77条第 1 項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）」に改める。

第21条第 1 項第10号中「ロボットの移動を伴う」を「ロボット、移動に用いる用具等の」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 中「臨時検査」を「臨検検査」に改める。

様式第 1 号から様式第 7 号までを次のように改める。

様式第1号 (第6条関係)

標 章 (表)

番 号 ㊥第 号 発行日 年 月 日
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px;">                     通 行 禁 止 除 外 指 定 車                 </div> <p style="text-align: center;">指定にかかる用務 ( )</p>
車両 (登録) 番号 _____ 号
除外する区域 又は道路の区間 _____
期 間 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで有効
鹿児島県公安委員会 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 30px; display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">                     印                 </div>

- 備考 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。  
 2 縁線の色は、黄色とする。  
 3 表面は、コピーけん制印刷 (コピーガード) とする。

(裏)

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; padding: 2px;">                 注 意 事 項             </div>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通行を禁止された区域又は区間を通行するときは、この標章を前方から見やすい箇所に掲出してください。</li> <li>2 通行を禁止された区域又は区間を通行するときは、特に歩行者に注意し、徐行してください。</li> <li>3 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。</li> <li>4 現場において警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。</li> <li>5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。</li> <li>6 次の場合は、この標章 (2)の場合は発見した標章) を速やかに返納してください。                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 有効期限が経過したとき。</li> <li>(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。</li> <li>(3) 使用する必要がなくなったとき。</li> <li>(4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。</li> </ol> </li> </ol> <p><input type="checkbox"/>被交付者等                  住所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏名 _____</p>

様式第 2 号 ( 第 6 条関係)

標 章 ( 表 )

番 号 ㊦第 号 発行日 年 月 日
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;">                     駐 車 禁 止 除 外 指 定 車                 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">使 用 中</p>
車両 ( 登録 ) 番号 _____ 号
運転者の連絡先 / 用務先 _____ 別紙のとおり
期 間 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで有効
鹿児島県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-left: 10px;">印</span>

- 備考 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。  
 2 緑線の色は、赤色とする。  
 3 表面は、コピーけん制印刷 (コピーガード) とする。

( 裏 )

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">注 意 事 項</div>
<p>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 ※ 次のような駐車はできません。                  ● 駐停車禁止場所の駐車 ( 道路交通法第44条及び第75条の 8 )                  ● 法定駐車禁止場所の駐車 ( 道路交通法第45条第 1 項各号及び第 2 項 )                  ● 駐車の方法に従わない駐車 ( 道路交通法第47条 )                  ● 車庫代わり駐車 ( 自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第 1 項 )                  ● 長時間駐車 ( 自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第 2 項 )             </div> <p>2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。                  3 この標章を使用する場合は、連絡先 / 用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。                  4 現場において警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。                  5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。                  6 次の場合は、この標章 (2) の場合は発見した標章) を速やかに返納してください。</p> <p style="margin-left: 20px;">( 1 ) 有効期限が経過したとき。                  ( 2 ) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。                  ( 3 ) 使用する必要がなくなったとき。                  ( 4 ) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。</p> <p>□被交付者等                  住所 _____                  氏名 _____</p>

様式第 2 号の 2 ( 第 6 条関係)

標 章 ( 表 )

番 号 ④第 号 発行日 年 月 日
<div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 5px;">                     駐 車 禁 止 除 外 指 定 車                 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">歩 行 困 難 者 使 用 中</p>
車両 ( 登録 ) 番号 <span style="float: right;">号</span> その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両
運転者の連絡先 / 用務先 <span style="float: right;">別紙のとおり</span>
期 間 <span style="margin-left: 100px;">年</span> <span style="margin-left: 100px;">月</span> <span style="float: right;">日まで有効</span>
鹿児島県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-left: 10px;">印</span>

- 備考 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。  
 2 縁線の色は、赤色とする。  
 3 表面は、コピーけん制印刷 (コピーガード) とする。

( 裏 )

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     注 意 事 項                 </div>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。                     <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                         ※ 次のような駐車はできません。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐停車禁止場所の駐車 ( 道路交通法第44条及び第75条の 8 )</li> <li>● 法定駐車禁止場所の駐車 ( 道路交通法第45条第 1 項各号及び第 2 項 )</li> <li>● 駐車の方法に従わない駐車 ( 道路交通法第47条 )</li> <li>● 車庫代わり駐車 ( 自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第 1 項 )</li> <li>● 長時間駐車 ( 自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第 2 項 )</li> </ul> </div> </li> <li>2 この標章を使用する場合は、連絡先 / 用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。</li> <li>3 現場において警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。</li> <li>4 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。</li> <li>5 次の場合は、この標章 (2) の場合は発見した標章) を速やかに返納してください。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 有効期限が経過したとき。</li> <li>(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。</li> <li>(3) 使用する必要がなくなったとき。</li> <li>(4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき</li> </ol> </li> </ol> <p> <input type="checkbox"/> 被交付者等                  住所                   氏名             </p>
---	--

様式第 3 号 ( 第 6 条関係)

		標 章 番 号	
通行禁止除外標章交付申請書			
鹿児島県公安委員会 殿		年 月 日	
		住所 申請者 氏名 印 (電話 ) (携帯電話 )	
主たる運転者の 住 所 氏 名	(電話 ) (携帯電話 )		
期 間			
場 所 又 は 区 間			
車 両 の 種 類		車 両 ( 登 録 ) 番 号	
申 請 理 由	該当するものに✓印  <input type="checkbox"/> 専ら郵便法に基づく郵便物の集配 <input type="checkbox"/> 電気通信事業法に基づく電報の配達 <input type="checkbox"/> 道路交通法に基づく放置駐車車両確認事務 <input type="checkbox"/> 医師法に基づく医師及び保健師助産師看護師法に基づく助産師による緊急往診 <input type="checkbox"/> 報道機関の緊急取材 <input type="checkbox"/> 交通安全施設及び道路交通法の規定によるパーキング・メーターの維持管理 <input type="checkbox"/> 児童虐待の防止等に関する法律に基づく立入調査 <input type="checkbox"/> 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲 <input type="checkbox"/> 食品衛生法に基づく臨検検査 <input type="checkbox"/> 環境基本法に基づく公害監視、測定等 <input type="checkbox"/> 河川法に基づく河川管理施設の維持管理 <input type="checkbox"/> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症の患者の収容 又は感染症予防活動		
備 考	<input type="checkbox"/> 代書 代書理由 代書者 住所 氏名 申請者 ( 交付対象者 ) との関係 ( )		

- 備考 1 申請者欄は、交付要件に該当する交付対象者を記載すること。  
 2 申請者が事業所等の場合は、事業所の所在地、事業所名及び責任者名を記載し、押印すること。  
 3 申請者が個人の場合は、氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。  
 4 申請書を代書した場合は、備考欄に代書の理由、代書者の住所、氏名及び申請者との関係を記載すること。  
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第 4 号 ( 第 6 条関係)

		標 章 番 号																												
駐車禁止除外標章交付申請書																														
鹿児島県公安委員会 殿		年 月 日																												
		住所 申請者 氏名 (電話 (携帯電話	印 ) )																											
主たる運転者の 住 所 氏 名	(電話 ) (携帯電話 )																													
期 間 ( 日 時 )																														
場 所																														
車 両 の 種 類		車 両 ( 登 録 ) 番 号																												
申 請 理 由	<p>【駐車標章】該当するものに✓印</p> <p><input type="checkbox"/> 専ら郵便法に基づく郵便物の集配</p> <p><input type="checkbox"/> 電気通信事業法に基づく電報の配達</p> <p><input type="checkbox"/> 道路交通法に基づく放置駐車車両確認事務</p> <p><input type="checkbox"/> 医師法に基づく医師及び保健師助産師看護師法に基づく助産師による緊急往診</p> <p><input type="checkbox"/> 報道機関の緊急取材</p> <p><input type="checkbox"/> 交通安全施設及び道路交通法の規定によるパーキング・メーターの維持管理</p> <p><input type="checkbox"/> 患者輸送車又は車いす移動車による輸送用務</p> <p><input type="checkbox"/> 児童虐待の防止等に関する法律に基づく立入調査</p> <p><input type="checkbox"/> 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲</p> <p><input type="checkbox"/> 食品衛生法に基づく臨検検査</p> <p><input type="checkbox"/> 環境基本法に基づく公害監視、測定等</p> <p><input type="checkbox"/> 河川法に基づく河川管理施設の維持管理</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症の患者の収容又は感染症予防活動</p> <p><input type="checkbox"/> 歯科医師法に基づく往診歯科診療器材搭載車両又は携帯用往診歯科診療器材搭載車両</p>																													
	<p>【身障者標章】</p> <p>該当するものに○印をし、障害の区分、障害の級別又は障害の程度及び手帳番号を記入</p> <p><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">障害の区分</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 20%;">障害の級別</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>手帳番号</td> <td></td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">障害の区分</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 20%;">障害の程度</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>手帳番号</td> <td></td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 療育手帳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">障害の程度</td> <td style="width: 40%;"> <input type="checkbox"/> A 1   <input type="checkbox"/> A 2   <input type="checkbox"/> A             </td> <td style="width: 20%;">手帳番号</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">障害の程度</td> <td style="width: 40%;">1 級</td> <td style="width: 20%;">手帳番号</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病にかかる医療受給者証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">障害の区分</td> <td style="width: 40%;">色素性乾皮症</td> <td style="width: 20%;">受給者番号</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>			障害の区分		障害の級別				手帳番号		障害の区分		障害の程度				手帳番号		障害の程度	<input type="checkbox"/> A 1 <input type="checkbox"/> A 2 <input type="checkbox"/> A	手帳番号		障害の程度	1 級	手帳番号		障害の区分	色素性乾皮症	受給者番号
障害の区分		障害の級別																												
		手帳番号																												
障害の区分		障害の程度																												
		手帳番号																												
障害の程度	<input type="checkbox"/> A 1 <input type="checkbox"/> A 2 <input type="checkbox"/> A	手帳番号																												
障害の程度	1 級	手帳番号																												
障害の区分	色素性乾皮症	受給者番号																												
備 考	<p><input type="checkbox"/> 代書 代書理由</p> <p>代書者 住所</p> <p>氏名 申請者 ( 交付対象者 ) との関係 ( )</p>																													

- 備考 1 申請者欄は、交付要件に該当する交付対象者を記載すること。
- 2 申請者が事業所等の場合は、事業所の所在地、事業所名及び責任者名を記載し、押印すること。
- 3 申請者が個人の場合は、氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。
- 4 申請書を代書した場合は、備考欄に代書の理由、代書者の住所、氏名及び申請者との関係を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第5号 (第8条関係)

		許 可 番 号	
駐車許可証交付申請書			
警察署長 殿		年 月 日	
		住所 申請者 氏名 印 (電話 ) (携帯電話 )	
主たる運転者の 住 所 氏 名	(電話 ) (携帯電話 )		
期 間 ( 日 時 )			
場 所			
車 両 の 種 類		車 両 ( 登 録 ) 番 号	
申 請 理 由			
備 考	<input type="checkbox"/> 代書 代書理由 代書者 住所 氏名 申請者 ( 交付対象者 ) との関係 ( )		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 自動車検査証 <input type="checkbox"/> 駐車しようとする場所及びその周辺が確認できる見取図 <input type="checkbox"/> 運転者の運転免許証の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )		
確 認 事 項	1 日時	<input type="checkbox"/> 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。 <input type="checkbox"/> 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。	
	2 場所	<input type="checkbox"/> 駐車禁止の規制が実施されている場所であること。 ( <input type="checkbox"/> 放置駐車となる場合にあっては、道路交通法第45条第1項各号に掲げる場所でないこと。 ) ( <input type="checkbox"/> 道路交通法第45条第2項の無余地となる場所でないこと。 ) <input type="checkbox"/> 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。	
	3 用務	<input type="checkbox"/> 公共交通機関等の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。 <input type="checkbox"/> 5分を超えない時間内の貨物の積卸し、その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。 <input type="checkbox"/> 道路交通法第77条第1項各号 ( 道路使用許可 ) に規定する行為を伴う用務でないこと。	
	4 駐車可能な場所の有無	次の範囲内に、路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又は、これらの利用がおよそ不可能と認められること。 <input type="checkbox"/> 重量、長大な貨物の積卸し、又は傷病 ( 後遺症を含む。 ) により歩行が困難な場合で、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近 <input type="checkbox"/> その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね300メートル以内。	

- 備考
- 1 太枠内を記載すること。
  - 2 申請者欄は、交付要件に該当する交付対象者を記載すること。
  - 3 申請者が事業所等の場合は、事業所の所在地、事業所名及び責任者名を記載し、押印すること。
  - 4 申請者が個人の場合は、氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。
  - 5 申請書を代書した場合は、備考欄に代書の理由、代書者の住所、氏名及び申請者との関係を記載すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第 6 号 ( 第 8 条関係)

		許 可 番 号	
短時間駐車許可申請書			
警察署長 殿		年 月 日	
		申請者 住所 氏名 (電話 (携帯電話	印 ) )
主たる運転者の 住 所 氏 名	(電話 ) (携帯電話 )		
期 間	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分		
申 請 場 所			
車 両 ( 登 録 ) 番 号			
申 請 用 務			
備 考	<input type="checkbox"/> 代書 代書理由 代書者 住所 氏名 申請者 ( 交付対象者 ) との関係 ( )		

- 備考 1 申請者が事業所等の場合は、事業所の所在地、事業所名及び責任者名を記載し、押印すること。  
 2 申請者が個人の場合は、氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。  
 3 申請書を代書した場合は、備考欄に代書の理由、代書者の住所、氏名及び申請者との関係を記載すること。

----- 切り取り -----

様式第 6 号の 2 ( 第 8 条関係)

( 表面 )

		番 号 第 発行日	年 月 日
短 時 間 駐 車 許 可 証		使用中	
車 両 ( 登 録 ) 番 号			号
場 所			
期 間	年 月 日 時 分 ~ 時 分		
条 件	裏 面 の と お り		
			警察署長 <input type="checkbox"/>

( 裏面 )

条 件	
<b>注 意 事 項</b>	
1 この許可証は、表面記載の日時、場所以外は使用できません。 2 この許可証は、申請者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。 3 許可を受けた日時、場所に駐車している間は、この許可証を車両前面の見やすい箇所に掲出してください。 4 現場において警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。 5 この許可証を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。 6 次の場合は、この許可証 (2) の場合は発見した許可証) を速やかに返納してください。 (1) 有効期限が経過したとき。 (2) 再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見したとき。 (3) 使用する必要がなくなったとき。 (4) 警察署長から返納を命ぜられたとき。	
<input type="checkbox"/> 被交付者等 住所 氏名	



様式第7号 (第8条関係)

許 可 証 (表面)

番 号 第	号
発行日	年 月 日
<div style="border: 1px solid black; width: 40%; margin: 0 auto; padding: 5px;">駐 車 許 可 証</div>	
使用中	
車両 (登録) 番号	号
場所	
期間	年 月 日から
	年 月 日まで
時間	時 分から 時 分まで
条件 裏面のとおりに	
警察署長	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto;">印</div>

- 備考 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。  
 2 緑線の色は、青色とする。

(裏面)

条 件	
<b>注 意 事 項</b>	
1 この許可証は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分で、表面記載の日時、場所以外では使用できません。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           ※ 次のような駐車はできません。            ● 駐停車禁止場所の駐車 (道路交通法第44条及び第75条の8)            ● 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第45条第1項各号及び第2項)            ● 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第47条)            ● 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)            ● 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)         </div>	
2 この許可証は、申請者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。	
3 許可を受けた日時、場所に駐車している間は、この許可証を車両前面の見やすい箇所に掲出してください。	
4 現場において警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。	
5 この許可証を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。	
6 次の場合は、この許可証 (2)の場合は発見した許可証) を速やかに返納してください。	
(1) 有効期限が経過したとき。 (2) 再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見したとき。 (3) 使用する必要がなくなったとき。 (4) 警察署長から返納を命ぜられたとき。	
<input type="checkbox"/> 被交付者等 住所 氏名	

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会公告

## 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成27年7月31日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第3号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
  - (1) 新規取得講習  
平成27年9月14日（月）から同月18日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
  - (2) 追加取得講習  
平成27年9月17日（木）及び同月18日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所  
鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 4 受講対象者
  - (1) 新規取得講習  
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの  
ア 最近5年間に1の警備業務の区分（以下「3号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者  
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者  
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの  
エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者  
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
  - (2) 追加取得講習  
受講申込日において、3号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの  
ア 最近5年間に3号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者  
イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者  
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書

- の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講定員
- (1) 新規取得講習  
10人（原則として、受付先着順とする。）
- (2) 追加取得講習  
5人（原則として、受付先着順とする。）
- 6 受講申込みの受付等
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間  
平成27年8月10日（月）から同月14日（金）まで
- イ 時間帯  
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 受付場所
- ア 県内に居住する者等  
受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 県外に居住する者  
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 提出書類
- ア 共通  
講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通
- イ 新規取得講習
- (ア) 4の(1)のアに該当する者
- a 3号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通
- b 履歴書 1通
- (イ) 4の(1)のイに該当する者  
3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(1)のウに該当する者
- a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- (エ) 4の(1)のエに該当する者  
3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- (オ) 4の(1)のオに該当する者
- a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
- (ア) 4の(2)のアに該当する者
- a 警備業務従事証明書 1通
- b 履歴書 1通
- c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (イ) 4の(2)のイに該当する者

- a 3号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(2)のウに該当する者
  - a 3号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
  - b 警備業務従事証明書 1通
  - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (エ) 4の(2)のエに該当する者
  - a 3号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
  - b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (オ) 4の(2)のオに該当する者
  - a 3号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
  - b 警備業務従事証明書 1通
  - c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法  
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料  
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。  
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
  - ア 新規取得講習  
38,000円
  - イ 追加取得講習  
14,000円
- 7 その他
  - (1) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、3号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
  - (2) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
  - (1) 鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
  - (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会  
電話番号 099-224-4490